

大分県報

平成三十一年
第三〇七二号
四月二日

（火曜日）

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	一
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………	一
指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………	二
指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………	三
身体障害者福祉法による医師の指定……………	三
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	四
保安林の指定の解除……………	四
林業種苗法による生産事業者の登録……………	四
林業種苗法による生産事業者の書替交付……………	五
公告	
土地改良区の役員の就退任（二件）……………	六
所在不明者に対する保安林指定通知の揭示……………	七
基本測量の実施……………	七
基本測量の終了……………	七
開発行為の完了……………	八
落札者等の公示（四件）……………	八
告示	
大分県告示第百八十七号	
大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第五十一条の六第二項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。	
平成三十一年四月二日	

特約業者の名称 龍南運送株式会社	代表者の氏名 古手川 正治	主たる事務所又は事業所の所在地 津久見市大字下青江三八九一番地	取消年月日 平三一・二・二八
大分県知事職務代理人 大分県副知事 二日市 具正			

大分県告示第百八十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。
平成三十一年四月二日

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アステル・ケア	訪問介護事業所あいな	由布市挾間町挾間四八六番地五―一〇三	訪問介護	平三一・一・一
医療法人梶原病院	医療法人梶原病院訪問リハビリテーション	中津市中殿町三丁目二九番地の八	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
ライフブレイス合同会社	クロールバール訪問看護ステーション	国東市安岐町塩屋三四五番地一	訪問看護	平三一・三・一

株式会社オアシス	株式会社オアシス	由布市庄内町柿原二〇五	福祉用具貸与	平三一・二・二四
〃	〃	〃	介護予防福祉用具貸与	〃
〃	〃	〃	特定福祉用具販売	〃
〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃
一般社団法人佐伯市医師会	佐伯市医師会訪問看護ステーション	佐伯市鶴谷町一丁目七番二八号	訪問看護	平三一・三・一五
〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃
社会福祉法人太陽の家	ホームヘルプセンターたいよう	別府市大字内竈一三九三番二	訪問介護	平三一・三・三一
社会福祉法人別府市社会福祉協議会	別府市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	別府市上田の湯町一五番四〇号	訪問介護	〃
医療法人ほとけの里	シヨートステイはるかぜ	国東市国見町大熊毛字花開一八二	短期入所生活介護	〃
〃	〃	〃	介護予防短期入所生活介護	〃
医療法人健福会	ふくだクリニック訪問リハビリテーション	国東市国東町田深一六六〇番地	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃
有限会社CITAKE	訪問看護ステーションなごみ	宇佐市大字大塚七四一一	訪問看護	〃
〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃
豊後大野市	豊後大野市緒方町馬場二七六番地	〃	短期入所療養介護	〃

平成三十一年四月二日

大分県報(告示)

三

大分県告示第九十号	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。	平成三十一年四月二日	大分県知事職務代理者 大分県副知事 二日市 具正
開設者の名称又は氏名	施設の種類	施設の名称	施設の所在地
豊後大野市	介護療養型医療施設	豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場二七六番地
〃	〃	〃	〃
指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
肢体不自由	祐介	国家公務員共済組合連合会新別府病院 別府市大字鶴見三八九八番地	平三一・三・一四
呼吸器の機能障害	中平 恵美子	小野内科病院 宇佐市大字南敷田七〇五一	〃
呼吸器の機能障害	水上 絵理	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃

大分県告示第九十一号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二日市 具正

大分県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス杵築店

杵築市大字大内字塩浜四千五百三十一番地一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 橋 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 川 村 嘉 則

変更後 代表取締役 橋 正 喜

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社コスモス薬品

代表取締役社長 宇 野 正 晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

変更後 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十九年六月二十七日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成三十年八月二十四日

二 届出年月日

平成三十一年一月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年八月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 解除に係る保安林の所在場所

佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番四八から一七八番六二まで、字納ケ内一八五番

二、一八五番三、一八六番五、一八六番六、字小田三二二番四

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第九十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

- 一 登録番号
南二十七
- 二 生産事業者の氏名及び住所
イクス株式会社
佐伯市蟹田二番地三五号
- 三 生産事業の内容
(一) 種穂 採取
- (二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の所在地
佐伯市蟹田
- 二一 登録番号
南二十八
- 二 生産事業者の氏名及び住所
市川一清
佐伯市宇目大字大平一九七番地
- 三 生産事業の内容
(一) 種穂 採取
- (二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の所在地
佐伯市宇目大字大平
- 三一 登録番号
南二十九
- 二 生産事業者の氏名及び住所
河誠建設有限会社
佐伯市長島町四丁目二番二号
- 三 生産事業の内容
(一) 種穂 採取
- (二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の所在地

佐伯市長島町
四一 登録番号
豊第六号

- 二 生産事業者の氏名及び住所
株式会社ジオグリーン 代表取締役 後藤 稔
豊後大野市三重町百枝二一〇六番地の三
- 三 生産事業の内容
(一) 種穂 採取・精選
- (二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の所在地
豊後大野市三重町百枝

大分県告示第百九十五号

林業種苗木法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の書替交付を行った。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

- 一 登録番号
佐五
- 二 生産事業者の氏名及び住所
佐伯広域森林組合
佐伯市宇目大字南田原二八三番地二
- 三 生産事業の内容
(一) 種穂 採取
- (二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の所在地
佐伯市宇目大字南田原
- 二一 登録番号
南十
- 二 生産事業者の氏名及び住所
柳井 康彦

平成三十一年四月二日

大分県報（告示）

五

3 佐伯市中ノ島東町五番五二
生産事業の内容

(一) 種穂 採取

(二) 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

4 事業所の所在地
佐伯市本匠大字因尾

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高島井堰土地改良区(佐伯市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具 正

(退任役員)

役名	氏名	住所
理事	吉良勝彦	佐伯市大字稲垣九八〇番地
〃	山田定男	〃 大字稲垣二〇二二番地
〃	池邊敏雄	〃 大字稲垣一三五四番地
〃	出納康男	〃 大字稲垣八二七番地
〃	米澤康博	〃 大字稲垣一〇三五番地
〃	福嶋雅幸	〃 大字稲垣二〇六〇番地
〃	野口 恵	〃 大字池田一四九二番地
〃	繁里雄一	〃 大字池田六五一一番地
〃	檜垣義則	〃 大字池田一二七三番地
〃	戸山定男	〃 大字池田六一八番地
〃	桧垣榮一	〃 大字池田一一五三番地
〃	飯田峯生	〃 大字稲垣一〇九二番地

(就任役員)		河野洋之	城南町一一番二号
役名	氏名	住所	
理事	吉良勝彦	佐伯市大字稲垣九八〇番地	
〃	山田定男	〃 大字稲垣二〇二二番地	
〃	米澤伴良	〃 大字稲垣一二七六番地	
〃	出納康男	〃 大字稲垣八二七番地	
〃	米澤康博	〃 大字稲垣一〇三五番地	
〃	福嶋雅幸	〃 大字稲垣二〇六〇番地	
〃	繁里雄一	〃 大字池田六五一一番地	
〃	伊東順一	〃 大字池田八九五番地	
〃	内田昇二	〃 大字池田一五八四番地	
〃	内田英則	〃 大字池田一三一〇番地	
〃	飯田峯生	〃 大字稲垣一〇九二番地	
〃	河野洋之	〃 城南町一一番二号	
〃	野口 恵	〃 大字池田一四九二番地	

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、石河内溜池土地改良区(豊後高田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二日市 具 正

(退任役員)		住 所
役名	氏名	
理事	井ノ口稔治	豊後高田市夷六五二番地
〃	内田庄一	〃 夷一二三七番地
〃	板井俊作	〃 夷三六〇〇番地

役名	氏名	住 所	所在の不明な者の氏名及び揭示場所	
			所在の不明な者の氏名	揭示場所
〃	隈井公明	〃 上香々地四八六一番地二	大分県副知事	二日市 具 正
〃	豊田和正	〃 上香々地四〇一八番地一		
〃	淵上喜一郎	〃 上香々地三三四〇番地		
〃	光成文勝	〃 上香々地一五九三番地	西島 順永	国東市役所
〃	秋本隆則	〃 上香々地一九〇一番地	二 通知の要旨	
〃	木下正治	〃 香々地一四一六番地	平成三十一年一月十一日付け森保第千四百四十五号で通知した指定予定保安林について、平成三十一年三月十二日付け大分県告示第百十三号で保安林に指定したため、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知	
監事	青山良安	〃 夷一〇一六番地	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土地理院長から基本測量の実施について通知があつた。	
〃	松本剛士	〃 上香々地三二三〇番地	平成三十一年四月二日	
理事	井ノ口稔治	豊後高田市夷六五二番地	大分県知事職務代理者	
〃	内田秀夫	〃 夷一二四六番地	大分県副知事	二日市 具 正
〃	板井俊作	〃 夷三六〇〇番地	一 作業の種類	
〃	隈井公明	〃 上香々地四八六一番地二	基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）	
〃	土屋重信	〃 上香々地四七八一番地一	二 作業の地域	
〃	市丸勇治	〃 上香々地三一一三九番地	県内全域	
〃	光成文勝	〃 上香々地一五九三番地	三 作業の期間	
〃	秋本隆則	〃 上香々地一九〇一番地	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	
〃	木下正治	〃 香々地一四一六番地	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があつた。	
監事	青山良安	〃 夷一〇一六番地	平成三十一年四月二日	
〃	松本剛士	〃 上香々地三二三〇番地	大分県知事職務代理者	
			大分県副知事	二日市 具 正

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

平成三十一年四月二日

一 作業の種類
基本測量（二等磁気測量）

二 作業の地域
竹田市

三 作業の終了日

大分県報（公告）

平成三十一年二月二十八日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字庄手字日ノ隈五百三十番一ほか二十一筆並びに五百三十番一ほか三筆の各地

先里道及び五百三十番七ほか五筆の各地先水路

二 開発区域の面積

三千七百三十三・二四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市大字有田字水目三百十六番地の一

シナジーワークス株式会社

代表取締役 高 嶋 由 美

四 完了検査年月日

平成三十一年三月十一日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立杵築高等学校ほか十八施設で使用する電気四百八十六万二千四百六十キロワット

トアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成三十一年二月一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近 藤 芳 史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

七千六百四十七万四千二百六十七円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年十二月十八日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立高田高等学校ほか十四施設で使用する電気四百九十六万四千五百九十九キロワット

アワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成三十一年二月一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近 藤 芳 史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

七千七百四十六万九千五百九十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年十二月十八日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立国東高等学校ほか二十一施設で使用する電気四百八十七万二千八百五十七キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成三十一年二月一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

七千七百七十七万六千二百一円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年十二月十八日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年四月二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立海洋科学高等学校ほか六施設で使用する電気百五十七万六千七百九十五キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成三十一年二月一日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

二千五百一十一万五千三百八十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十年十二月十八日

平成三十一年四月二日

大分県報（公告）

九